資料3-5 災害発生時における本別郵便局と本別町の協力に関する協定書(町内郵便局)

災害発生時における本別郵便局と本別町の協力に関する協定

本別町内郵便局(以下「甲」という。)と本別町(以下「乙」という。)は、本別町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条に 定める被害をいう。

(協力要請)

- 第2条 甲及び乙は、本別町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相 互に協力を要請することができる。
- (1) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (2) 被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供
- (3) 甲が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供(車両配備局に限る)
- (4) 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生 命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない 範囲内において協力するものとする。

(会議)

第4条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席する。

(訓練)

第5条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加する。

(経費の負担)

- 第6条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別 段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
- 2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

- 第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
 - 甲 郵便局株式会社本別郵便局長
 - 乙 本別町住民課長

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。 ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに 1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年3月2日

甲 住所 北海道中川郡本別町南2丁目4 本別町内郵便局 代表 郵便局株式会社 本別郵便局長

佐々木 健 樹 印

乙 住所 本別町

代表 本別町長

高橋正夫間